

社会福祉法人健友会

＊ 指定訪問介護事業

＊ 介護予防・日常生活支援総合事業
指定訪問型サービス

ホームケアみなみかぜ 運営規程

社会福祉法人健友会

指定訪問介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問型サービス

ホームケアみなみかぜ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人健友会（以下『事業者』という。）が開設する訪問介護事業所『ホームケアみなみかぜ』（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、要介護状態又は総合支援事業対象の高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護、日常生活支援総合事業指定訪問型サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の指定訪問介護は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健及び医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの運営の方針)

第3条 日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

- 3 日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問介護事業所 ホームケアみなみかぜ
- ② 所在地 川越市大字吉田204番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 1名以上

(介護福祉士、訪問介護員養成研修1級課程(これに相当する研修を含む。)修了者)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護、日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、利用者に関する情報の居宅介護事業者との連携、訪問介護計画の作成等を行う。

- 3 訪問介護員等職員 2.5名以上

(介護福祉士、訪問介護員養成研修1級又は2級課程を終了した者)
訪問介護員等は、訪問介護、日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- 三 サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。(12月30日～1月3日を除く)

- 四 サービス提供時間 7時30分から18時00分までとする。

(指定訪問介護、日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの内容、及び利用料)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合による額とする。

2 日常生活支援総合事業指定訪問型サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合による額とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川越市、鶴ヶ島市内で事業所から4キロメートル圏内とする。尚、日常生活支援総合事業指定訪問型サービスについては、川越市民のみとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員は、事業を実施中に、利用者の病状に対して急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。又、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

尚事業者は下記の損害賠償保険に加入している。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社

保 険 名：賠償責任保険

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催する。その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待防止のために介護職員その他の従業員に対する研修を定期的実施する。

四 虐待防止に関する前3号を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意点）

第12条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、すべての従事者等に対し、健康診断等を定期的実施する。

- 3 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との契約の内容に含むものとする。

- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、事業者と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成18年11月 1日から施行する。

この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年12月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成31年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和元年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和4年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和5年10月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和6年10月 1日から施行する。